

# 「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」の見直しについて

平成25年1月

## 1 基本的な考え方

滋賀県では、国に先行して地域防災計画の見直し策定してきたが、今般、国の「原子力災害対策指針」、地域防災計画作成マニュアル等が見直しされたことを受け、地域防災計画を見直しする。

なお、今後の原子力災害対策指針等の改定に伴い、地域防災計画（原子力災害対策編）を順次見直しする。

### 【今後 改定事項】

- 防護措置の基準
- 緊急時モニタリング体制
- 緊急被ばく医療体制（安定ヨウ素剤の服用など取り扱いを含む） など

## 2 見直しの主なポイント

国の計画策定マニュアルを踏まえ、以下の内容を盛り込む。

### (1) 災害事前対策

- ① 広域避難計画の策定、関係周辺市の避難計画策定支援、他府県等との広域的な応援協力体制の拡充・強化
- ② 過酷事故が起こった場合でも対応可能な体制等の整備
- ③ 過酷事故や複合災害を想定した訓練
- ④ 対策拠点施設と県、関係周辺市間における情報通信ネットワークの強化
- ⑤ 災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保
- ⑥ 救助・救急、医療および防護資機材・活動体制の整備等

### (2) 緊急事態応急対策

- ① 「防護準備重点区域」(UPZ)における防護活動・避難対策
  - ② 避難場所等における災害時要援護者に配慮した対応の実施
  - ③ ボランティア・義援金品の受入れ
  - ④ 避難指示区域の庁舎の退避、業務継続計画による重要業務の継続
  - ⑤ 救助・救急対策、緊急時被ばく医療体制の構築、災害警備の実施
- ※ 活動体制として発電所立地市町において「震度5」事象を配備基準に追加

### (3) 原子力災害中長期対策

- ① 緊急事態解除宣言後においても国の現地対策本部等と連携した事後対策、被災者の生活支援の実施
- ② 国、市町、原子力事業者、関係機関と連携して環境汚染への対処